

皇室經濟會議における議長説明

○一時金を支出しなかった例

・皇室經濟會議（昭和 22 年 10 月 13 日開催）の議長説明及び議案

このたび故依仁親王妃周子殿下外五十方の皇族が皇室典範第十一條、第十三條及び第十四條の規定により、昭和二十二年十月十四日を以て皇族の身分を離れられることとなつたのであります。これらの方々に對しましては、皇室經濟法第六條の規定により、皇族であつた者としての品位保持の資に充てる爲皇籍離脱の際の一時金たる皇族費を、國庫より支出することとなつてゐるのであります。この一時金は、皇室經濟法及び全法施行法によつて定められてゐる、皇族費の年額の十五倍に相当する金額の範圍内において、皇室經濟會議の議を経て定める金額

なることをとまつてお身に仕事

その金額に關しまして政府において準備いたしました原案は、
手許に配布いたしてあるものであります。以下これについ
て概略の説明を致します。

この一時金額は皇籍を離脱せられた凡ての方に差上ぐべきで
あります。元軍籍にあられた方々に對しては、諸般の事情を
考慮し之を除き、その他の方々に對し、皇室經濟法及び全法施
行法の規定にしたがつて算出したものであります。それぞれ
の御身分に應じた年金額に皇籍離脱後各御一家の中心となられ
るものと豫定せられます方々及び王妃については十五倍、その

他の方々につらては十倍強を乗じた金額であります。その結果
は、お手許の趣案にありますように、御えは御當主たる王につ
らては御一方二百十萬圓、その他の中につらては百四十四萬九
千圓、王妃につらては内親王たる王妃百五十萬圓、その他の王妃
百五萬圓、女王につらては七十四萬九千圓等となるのであります。

現下の經濟情勢に顧ますと必ずしも充分な金額とは申されま
せんが、諸般の情況を考慮する時は適當と認められる金額と考
えております。

なお以上の一時金の支出に關しましては、本年度學費の過

加として四千七百四十餘萬圓を豫算に計上し、既に國會の議決を経てゐる次第であります。

以上議案を一括御説明致しました。よろしく御審議の上可決あらんことを願ひます。

昭和二十一年十一月

異常經濟會議報告書

昭和二十二年十二月一日に日皇族の身分を離れる皇族に対する一時金額は、左の金額とする。

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|--------|
| 美 | 誠 | 爭 | 守 | 故 | 典 | 通 | 英 | 朝 | 朝 | 邦 |
| 乃 | 久 | 彥 | 彥 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 | 子 | 昭 |
| 檢 | 彥 | 王妃 | 王妃 | 千 | 嘉 | 王 | 女 | 女 | 女 | 建 |
| 彥 | 王妃 | 聽 | 子 | 賀 | 王 | 妃 | 伊 | 都 | 靜 | 宏 |
| 王 | 親 | 內 | 女 | 王 | 子 | 王 | 子 | 王 | 王 | 王 |
| 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 | 下 |
| 一、五〇〇 | 七四九〇 | 六〇〇 | 六〇〇 | 六〇〇 | 七四九〇 | 七四九〇 | 七四九〇 | 七四九〇 | 七四九〇 | 一、四四九〇 |
| 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 一、四四九〇 |
| 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 一、四四九〇 |
| 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 〇〇〇 | 一、四四九〇 |

